

公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会役員報酬規程

昭和63年 4月1日制定

平成24年 4月1日改正

平成28年12月8日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会の役員報酬に関し、必要な事項について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 役員には報酬を支給する。

(役員報酬の基準額)

第3条 役員報酬は年額とし、総会の議決の範囲内において、理事会で定める。

2 役員報酬の額の基準は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年17万円
- (2) 副会長 一人につき年8万円
- (3) 専務理事 年360万円
- (4) その他の理事 一人につき年7万円
- (5) 代表監事 年8万円
- (6) その他の監事 年7万円

3 各役員は役員報酬の額は、総会で定めた役員報酬の総額が前項の基準により算定した額に不足するとき、又は役員が申し出たときは、その額を減額し、又は支給しないことができる。

(常勤役員への支給)

第4条 常勤役員報酬は、月割計算により算定した額を毎月支給する。

2 常勤役員が月の途中において就任又は退任したときの報酬は、次のとおりとする。

- (1) 就任した月の報酬は、日割計算により算定した額とする。
- (2) 退任した月の報酬は、月割計算により算定した額を全額支給する。
- (3) 常勤役員は、給与規程第7条に準じて支給することができる。

(非常勤役員への支給)

第5条 非常勤役員報酬は、年額の4分の3に相当する額を12月に、年額の4分の1に相当する額を翌年3月にそれぞれ支給する。

2 非常勤役員が年度途中において就任又は退任したときの報酬は、月割計算により算定した額とする。この場合において、1月に満たない在任期間は1月とみなして算定する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

(附 則) この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成28年12月8日より施行する。